

第2回港区5歳児健診導入に向けた検討委員会

議事次第

日時 令和7年7月2日(水)
午後7時30分～8時30分
会場 みなと保健所4階会議室

1 開会

2 審議

- (1) 前回議論の確認・・・・・・・・・・・・・・・・資料1
- (2) 検討課題1 実施体制の検討・・・・・・・・資料2
- (3) 医療機関アンケートの実施について・・・・資料2-2
- (4) 検討課題2 開始時期及び対象月齢の検討・・・・資料3
- (5) 検討課題3 健診項目の検討・・・・・・・・資料4～資料4-5
- (6) 検討課題4 専門相談の検討・・・・・・・・資料4～資料4-5
- (7) 検討課題5 医師の所見と判定基準の検討・・資料5、資料5-2

3 その他

- (1) 中間報告とりまとめについて・・・・資料6
- (2) 今後のスケジュールについて・・・・資料7

4 閉会

<配付資料>

資料1	第1回検討会における議論の整理
資料2	複合方式における実施体制の検討
資料2-2	5歳児健康診査導入に関する意向調査アンケート
資料3	開始時期と対象月齢の検討
資料4	健診項目、専門相談の検討
資料4-1	研究班マニュアル 問診票
資料4-2	東京方式 問診票
資料4-3	研究班マニュアル 健診票
資料4-4	東京方式 健診票
資料4-5	SDQ（子どもの強さと困難さアンケート）
資料5	医師の所見と判定基準の検討
資料5-2	港区内児童発達支援事業所一覧
資料6	港区5歳児健診導入に向けた検討委員会報告書 （中間とりまとめ）（案）
資料7	今後のスケジュール

第 1 回検討会(令和 7 年 6 月 3 日実施)における議論の整理

実施体制の検討

- 集団方式は、千代田区で実例があるものの、港区の場合は児童数が多いため人員配置等の面から難しい。
- 園医方式を実施する場合は、発達の確認のために、事前に親に問診票をとる方式や、担任保育士に意見を聞く等の方式が考えられる。
- 園医方式、巡回方式は、港区の乳幼児健診の実施体制として実績がなく、私立園や認可外施設への対応、保育部門との調整も考慮すると令和 8 年度の開始は難しい。
- 複合方式は、各医療機関の診療時間を圧迫することが大きな課題である。
- 初診の親子に対しては、事前の指導を入念に行わないと、現場の負担が相当大きくなる。
- かかりつけ患者からは発達の相談を受けることがあり、その経験を踏まえれば、診療時間の圧迫は軽減できる可能性がある。
- 複合方式の課題解決の一案として、事前に問診票を記載させ、二次健診対象者の判定の負担を減らす方法がある。詳細は今後の検討会で決める。
- 複合方式で実施している 1 歳 6 か月健診の一次健診受診率は 90%、二次健診受診率は 50%となっている。
- 複合方式では、受託医療機関のキャパシティがあることが前提となる。各医療機関に協力の意向調査を行うことを検討する。
- 健診の質の確保に向けて、国のマニュアルや都医師会の「5 歳児健診事業-東京方式-」を基本とし、今後の検討会で詳細を決める。
- 国は集団方式を推奨しているが、港区の状況を鑑みれば複合方式が望ましく、今後は複合方式を基本として検討を進める。

開始時期及び対象月齢の検討

- 令和 8 年 4 月からの開始は、医療機関の準備等を勘案すると難しい。
- 対象月齢を定める場合は、毎月保健所から対象者に通知を送付し受診していただくことになるが、感染症等の時期に関わらず実施することになる。
- 医療機関としては、感染症の繁忙期を避けるのが望ましく、期間を定めて実施する方法が理想的。
- 感染症による繁忙期は 10 月から 1 月のため、健診期間を 4 月から 9 月に定めると負担が軽減される。
- 期間を定めて実施する場合、4 月生まれと 3 月生まれでは発育等に差があることになるが、乳幼児の時の 1 年と比べれば、集団生活の中での差として判別できるものもある。
- 出生月によっては健診を受けられる期間が短くなってしまい、今後の検討が必要。

実施体制の検討（第2回）

1 複合方式における課題

- (1) 健診の質の確保
- (2) 一次医療機関における診療枠圧迫
- (3) 協力医療機関の実数把握

2 健診の質の確保について

複合方式では、主に内科的な健診を一次医療機関で実施し、発達障害等が疑われる場合又は保護者等に気になることがあるときは、みなと保健所で行う専門相談等を紹介します。一次医療機関における健診の標準化、質の確保のため、次のように取り組みます。

(1) 統一様式による健診票、評価基準、マニュアルの作成及び提供

5歳児健康診査マニュアル（こども家庭科学研究班マニュアル、以下「研究班マニュアル」という。）及び5歳児健診事業－東京方式－（東京都医師会、以下「東京方式」という。）に基づき、統一の健診票を作成します。また、診察の流れや評価ポイントをまとめたマニュアル（以下「港区マニュアル」という。）を作成し、一次医療機関に配布します。なお、健診項目やマニュアル案については、別途検討します。

(2) 一次医療機関向け研修、説明会

導入初年度（令和8年度）には、一次医療機関の医師や職員向けの研修及び説明会を開催します。

(3) フィードバック体制の整備

健診後、保健所や専門医療機関等を含む関係者会議を設置し、所見の共有、対応方針や5歳児健診の運営方法等を確認する体制を整備します。

3 一次医療機関における診療枠圧迫について

東京方式では、「医療機関では個別に健診を行い、時間の確保のために予約制が望ましい」とされています。医療機関によって診療、他の乳幼児健診、定期予防接種等の受託状況や時間枠の配分は異なります。可能な限り受託医療機関を確保する観点からも、5歳児健診の一次医療機関には、事前予約制による実施を基本に、医療機関の実情に応じて柔軟に運用するものとします。

また、港区マニュアルにおいて健診項目のチェックリスト等を定め、一次医療機関における効率的な健診の実施につなげます。

4 協力医療機関の実数把握について

一次医療機関として参画可能な医療機関（協力医療機関）に意向確認とアンケート調査を実施します。アンケート（案）は、2-2のとおりです。

令和 7 年 7 月 日

一般社団法人東京都港区医師会 御中
医師会加入小児科医療機関 御中

港区長 清 家 愛

5 歳児健康診査導入に関する意向調査票（案）

日頃から、港区保健衛生行政にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

港区みなと保健所では、国が 2028 年度（令和 10 年度）までの導入を進めている 5 歳児健康診査の早期導入に向け、検討を進めています。

つきましては、5 歳児健康診査を導入した場合の参加意向及び検討のためのアンケートを下記によりご回答いただきたく、お願い申し上げます。

記

1 5 歳児健診の概要（案）

（1）概要

母子保健法第 13 条に基づく乳幼児健診として実施します。

就学前の時期を捉え、身長・体重測定等の小児科健診に加え、発達障害等に関するスクリーニングを行い、その後の支援につなぐものです。

（2）対象者

区内在住の 4 歳 6 か月から 5 歳 6 か月の児童（年中相当）

（3）実施方法

協力医療機関で小児科健診を実施し、みなと保健所で発達等に関する専門相談を実施します。

（4）実施時期

小児科健診 各年度の 4 月～9 月に実施

専門相談 毎月実施

（5）健診内容

①身体測定（身長・体重・肥満度）

②視覚検査（視力検査、眼位異常の有無）

③歯科検査（虫歯、咬合異常の有無）

④問診票の確認（生活習慣、行動観察、発達状況）

⑤発達・行動評価（SDQ 等を用いたスクリーニング）

⑥必要に応じた専門機関への紹介・事後指導

※ 各項目は、本調査のために例示したものであり、今後変更となる場合があります。

2 アンケート

（1）参加意向について

☐ 参加可能 ☐ 参加できない ☐ 未定

（2－1）（参加可能医療機関様）英語対応について

☐ 英語対応可 ☐ 英語対応不可 ☐ 条件付きで可

（条件： _____ ）

（2－2）（参加できない、未定の医療機関様）その理由

☐ 区の乳幼児健診は受託していない

☐ 健診項目の一部が実施できない

（項目： _____ ）

☐ 診療等で健診時間を確保できない

☐ 詳細が不明で検討できない

☐ その他

（項目： _____ ）

（3）その他ご意見等がありましたら教えてください

ーご協力ありがとうございましたー

【お問合せ】

港区みなと保健所健康推進課地域保健係
福田、河西（電話 03-6400-0084）

開始時期及び対象月齢の検討(第2回)

◆案1 対象月齢かつ同一学年(年中)の児童全てを年度内に受診させる案

	R3.4生	R3.5生	R3.6生	R3.7生	R3.8生	R3.9生	R3.10生	R3.11生	R3.12生	R4.1生	R4.2生	R4.3生
月齢 (R8年4月現在)	5歳	4歳11か月	4歳10か月	4歳9か月	4歳8か月	4歳7か月	4歳6か月	4歳5か月	4歳4か月	4歳3か月	4歳2か月	4歳1か月
発送時期	R8.3							R8.4	R8.5	R8.6	R8.7	R8.8
一次健診	R8.4~10							R8.5~10	R8.6~10	R8.7~R9.1	R8.8~R9.1	R8.9~R9.1
受診可能期間	7か月間							6か月間	5か月間	7か月間	6か月間	5か月間
医療機関受診 最終月齢	5歳6か月	5歳5か月	5歳4か月	5歳3か月	5歳2か月	5歳1か月	5歳	4歳11か月	4歳10か月	5歳	4歳11か月	4歳10か月
保健所来所	R8.6~10	R8.6~11	R8.6~12	R8.6~R9.1	R8.6~R9.2	R8.6~R9.3	R8.6~R9.3	R8.6~R9.3	R8.6~R9.3	R8.7~R9.3	R8.8~R9.3	R8.9~R9.3
受診可能期間	5か月間	6か月間	7か月間	8か月間	9か月間	10か月間				9か月間	8か月間	7か月間
保健所受診 最終月齢	5歳6か月						5歳5か月	5歳4か月	5歳3か月	5歳2か月	5歳1か月	5歳

対象月齢(研究班マニュアル) 4歳6か月~5歳6か月

4月~12月生まれ 1,843人

1月~3月生まれ 537人

メリット

- ・4歳6か月に到達時に発送するため、保護者がわかりやすい(区民)
- ・医療機関の繁忙期を一部避けられる(4~1月実施)(医療機関)
- ・年度内に全ての児童が受診可能(区)

課題等

- ・医療機関の繁忙期を完全に避けることはできない(医療機関)
- ・一次健診の受診期間が短い児童が生じる(10月生まれ以降)(区民)
- ・転入者への案内方法が複雑(区)

開始時期及び対象月齢の検討(第2回)

◆案2 5歳0か月の月齢到達で一次健診を受診するもの

	R3.4生	R3.5生	R3.6生	R3.7生	R3.8生	R3.9生	R3.10生	R3.11生	R3.12生	R4.1生	R4.2生	R4.3生
月齢 (R8年4月現在)	5歳	4歳11か月	4歳10か月	4歳9か月	4歳8か月	4歳7か月	4歳6か月	4歳5か月	4歳4か月	4歳3か月	4歳2か月	4歳1か月
発送時期	R8.3	R8.4	R8.5	R8.6	R8.7	R8.8	R8.9	R8.10	R8.11	R8.12	R9.1	R9.2
一次健診	R8.4	R8.5	R8.6	R8.7	R8.8	R8.9	R8.10	R8.11	R8.12	R9.1	R9.2	R9.3
受診可能期間	1か月間											
医療機関受診 最終月齢	5歳											
保健所来所	R8.6	R8.7	R8.8	R8.9	R8.10	R8.11	R8.12	R9.1	R9.2	R9.3	R9.4	R9.5
受診可能期間	1か月間											
保健所受診 最終月齢	5歳2か月											

メリット

- ・5歳到達時に発送するため、保護者がわかりやすい（区民）
- ・年度内に全ての児童が受診可能（区）

課題等

- ・医療機関の繁忙期にも一次健診が必要（医療機関）
- ・一次健診、二次健診とも受診期間が短く、利便性を欠く（区民）

開始時期及び対象月齢の検討(第2回)

◆案3 対象月齢児(4歳6か月～5歳6か月)を上半期にまとめて受診させるもの

	R2.12生	R3.1生	R3.2生	R3.3生	R3.4生	R3.5生	R3.6生	R3.7生	R3.8生	R3.9生	R3.10生	R3.11生
月齢 (R8年4月現在)	5歳4か月	5歳3か月	5歳2か月	5歳1か月	5歳	4歳11か月	4歳10か月	4歳9か月	4歳8か月	4歳7か月	4歳6か月	4歳5か月
発送時期	R8.3											
一次健診	R8.4	R8.4～5	R8.4～6	R8.4～7	R8.4～8	R8.4～9						
受診可能期間	1か月	2か月間	3か月間	4か月間	5か月間	6か月間						
医療機関受診 最終月齢	5歳											
保健所来所	R8.5	R8.5～6	R8.5～7	R8.5～8	R8.5～9	R8.5～10						
受診可能期間	1か月間	2か月間	3か月間	4か月間	5か月間	6か月間						
保健所受診 最終月齢	5歳6か月											

メリット

- ・対象月齢児に一括して送付するため事務の手間が最小(区)
- ・医療機関の繁忙期を完全に避けることができる(医療機関)

課題等

- ・2学年に分かれ、保護者がわかりにくい(区民)
- ・受診期間が短い児童が生じ、利便性を欠く(区民)

開始時期及び対象月齢の検討(第2回)

◆案4 同一学年の対象児を上半期にまとめて受診させるもの

	R3.4生	R3.5生	R3.6生	R3.7生	R3.8生	R3.9生	R3.10生	R3.11生	R3.12生	R4.1生	R4.2生	R4.3生（4/1）
月齢 (R8年4月現在)	5歳	4歳11か月	4歳10か月	4歳9か月	4歳8か月	4歳7か月	4歳6か月	4歳5か月	4歳4か月	4歳3か月	4歳2か月	4歳1か月
発送時期	R8.3		R8.4		R8.5		R8.6		R8.7		R8.8	
一次健診	R8.4～5		R8.5～6		R8.6～7		R8.7～8		R8.8～9		R8.9～10	
受診可能期間	2か月間											
医療機関受診 最終月齢	5歳1か月	5歳	5歳	4歳11か月	4歳11か月	4歳10か月	4歳10か月	4歳9か月	4歳9か月	4歳8か月	4歳8か月	4歳7か月
保健所来所	R8.5～6		R8.6～7		R8.7～8		R8.8～9		R8.9～10		R8.10～11	
受診可能期間	2か月間											
保健所受診 最終月齢	5歳2か月	5歳1か月	5歳1か月	5歳	5歳	4歳11か月	4歳11か月	4歳10か月	4歳10か月	4歳9か月	4歳9か月	4歳8か月

メリット

- ・医療機関の繁忙期を避けることができる（医療機関）
- ・受信者が分散されて10月の繁忙期に集中しない（医療機関）
- ・年度内に全ての児童が受診可能（区）

課題等

- ・受診期間が短い児童が生じ、利便性を欠く（区民）

健診項目、専門相談の検討

1 一次医療機関における健診項目の検討

研究班マニュアル及び東京方式に基づく健診項目は、次のとおりです。

視覚検査及び歯科検査の実施について、検討が必要です。

- (1) 身体測定（身長・体重・肥満度等）
- (2) 運動機能の検査（片足立ち、ボタン、四角の筆記等）
- (3) 視覚検査（視力検査、眼位異常の有無）
- (4) 聴覚・発音（発音の不明瞭、聞き違い等の有無）
- (5) 精神・神経発達（じゃんけん、しりとり、理解力、会話）
- (6) 歯科検査（虫歯、咬合異常の有無）
- (7) 問診票の確認（生活習慣、情緒・行動、親の子育て状況、既往歴確認）

	研究班マニュアル	東京方式
身体測定	計測、成長曲線	計測、成長曲線
運動機能の検査	問診票	診察（インタビュー）
視覚検査	診察、問診票	診察（ランドルト環検査）
聴覚・発音	診察、ささやき声検査	—
精神・神経発達	診察（じゃんけん等）、問診票	S D Q
歯科検査	—	診察

2 問診票、健診票の検討

- (1) 問診票の検討
 - 資料 4－1 研究班マニュアル 問診票
 - 資料 4－2 東京方式 問診票
- (2) 健診票の検討
 - 資料 4－3 研究班マニュアル 健診票
 - 資料 4－4 東京方式 健診票
- (3) 発達・行動評価等に関する問診票の検討
 - 資料 4－5 S D Q（子どもの強さと困難さアンケート）

3 保健所における専門相談の検討

- (1) 集団講話（健診目的、就学指導の準備、相談先の説明）
- (2) 集団遊び（参加状況、運動機能、情緒・行動、精神・神経発達の確認）
- (3) 個別相談（医療機関の健診状況と集団遊びから主訴の確認）
- (4) 専門相談（心理相談、栄養相談、療育相談）

4 専門相談の体制の検討

職種	種類	想定人員数
保健師、看護師	集団講話、個別相談	6人（常勤、非常勤）
児童福祉、教育	集団講話、専門相談	各1人
運動指導員	集団遊び	2人
心理士	集団遊び観察、専門相談	3人
栄養士	専門相談	1人
事務	受付事務	2人（委託）

研究班マニュアル 5歳児健康診査 問診票

※問診票は、主にお子さんの世話をなさっている方が記入してください。

既往歴	1	3歳児健康診査で異常等を指摘されましたか。	(いいえ・はい)
	2	(前の設問で「はい」と回答した人に対して、) 医療機関で精査や治療等を受けましたか。	(はい・いいえ)
粗大・発達・運動発達	3	片足で5秒以上、立つことができますか。	(はい・いいえ)
	4	ボタンのかけはずしができますか。	(はい・いいえ)
	5	お手本を見て四角が書けますか。	(はい・いいえ)
目・耳・発音	6	はっきりした発音で話ができますか。(力行・サ行がタ行に置き換わったり、不明瞭な発音がありませんか。)	(はい・いいえ)
	7	目のことで気になる症状はありますか。	(いいえ・はい)
	8	聞き間違いが多いですか。	(いいえ・はい)
神経発達・精神	9	しりとりができますか。	(はい・いいえ)
	10	じゃんけんの勝ち負けがわかりますか。	(はい・いいえ)
	11	言葉で自分の要求や気持ちを表し、会話することがうまくできますか。	(はい・いいえ)
情緒・行動	12	カッとなったたり、かんしゃくをおこしたりする事がよくありますか。	(いいえ・はい)
	13	注意しても全く聞かないですか。	(いいえ・はい)
	14	長い時間でも、落ち着いてじっとしていることができますか。	(はい・いいえ)
	15	すぐに気が散りやすく、注意を集中できないですか。	(いいえ・はい)
	16	順番を待つことができますか。	(はい・いいえ)
	17	ルールに従って遊ぶことが苦手ですか。	(いいえ・はい)
	18	生活や遊びの中で特定の物や動作にこだわりが強いと感じますか。	(いいえ・はい)
	19	集団生活では、友達と一緒に遊んだり、行動することができますか。	(はい・いいえ)
	20	自分からすすんでよく他人を手伝いますか。(親・先生・こどもたちなど)	(はい・いいえ)
	21	頭がいたい、お腹がいたい、気持ちが悪いなどと、よく訴えますか。	(いいえ・はい)
	22	一人でいるのが好きで、一人で遊ぶことが多いですか。	(いいえ・はい)
生活習慣	23	友達と協力しあう遊びができますか。(砂で一つの山を作るなど)	(はい・いいえ)
	24	外で体を動かす遊びをしますか。	(はい・いいえ)
	25	朝食を毎日食べますか。	(はい・いいえ)
	26	ふだん大人を含む家族と一緒に食事を食べますか。	(はい・いいえ)
	27	保護者が、毎日、仕上げ磨きをしていますか。	(仕上げ磨きをしている(こどもが磨いた後、保護者が仕上げ磨きをしている)・こどもが自分で磨かずに、保護者だけで磨いている・こどもだけで磨いている・こどもも保護者も磨いていない)
	28	うんちをひとりですみますか。	(はい・いいえ)
	29	5歳になる前までに受ける予防接種は終了していますか。	(はい・いいえ)
	30	テレビやスマートフォンなどを長時間見せないようにしていますか。	(はい・いいえ)
	31	寝る直前にテレビや動画を観ますか。	(いいえ・はい)
	32	お子さんの睡眠で困っていることがありますか。	(いいえ・はい)
親(主な養育者)	33	現在、お子さんのお母さんは喫煙をしていますか。	(なし・あり(1日_本))
	34	現在、お子さんのお父さん(パートナー)は喫煙をしていますか。	(なし・あり(1日_本))
	35	あなたご自身の睡眠で困っていることはありますか。	(いいえ・はい)
	36	あなたはゆったりとした気分でお子さんと過ごせる時間がありますか。	(はい・いいえ・何ともいえない)
	37	あなたは、お子さんに対して、育てにくさを感じていますか。	(感じない・時々感じる・いつも感じる)
	38	(前の設問で「いつも感じる」もしくは「時々感じる」と回答した人に対して、) 育てにくさを感じた時に、相談先を知っているなど、何らかの解決する方法を知っていますか。	(はい・いいえ)
	39	子育てにおいて「もう無理」「誰か助けて」と感じたことはありますか。	(まったくない・ほとんどない・時々ある・いつもある)
	40	子育てについて気軽に相談できる人やサポートしてくれる人はいますか。	(はい・いいえ)
や子育ての状況	41	この地域で、今後も子育てをしていきたいですか。	(そう思う・どちらかといえばそう思う・どちらかといえばそう思わない・そう思わない)
	42	現在の暮らしの経済的状況を総合的にみて、どう感じていますか。	(大変ゆとりがある・ややゆとりがある・普通・やや苦しい・大変苦しい)
	43	お子さんが大人同士のけんかや暴力を目撃することはありますか。	(いいえ・はい)
	44	この数か月の間に、ご家庭で以下のことがありましたか。あてはまるものすべてに○を付けて下さい。	(しつけのし過ぎがあった・感情的に叩いた・乳幼児だけを家に残して外出した・長時間食事を与えなかった・感情的な言葉で怒鳴った・いずれも該当しない)
健康相談の内容			
指導内容			
特記事項			

東京方式 5歳児健康診査 問診票

初めにお尋ねします。

お子様の就園形態に○をつけて下さい。(幼稚園 保育園)

次にお子様の生活習慣についてお尋ねします。回答欄の当てはまる番号に○を付けて下さい。

質問内容	回 答 欄	備 考
1. 朝はだいたい何時頃起床しますか	1 午前7時以前 2 7時～8時 3 8時以降	
2. 朝食は毎日摂りますか	1 はい 2 時々摂らない 3 ほとんど摂らない	
3. 毎日外で遊びますか (保育園や幼稚園での外遊びも含みます)	1 はい 2 時々遊ぶ 3 ほとんど遊ばない	
4. 夕食はだいたい何時頃摂りますか	1 午後6時台かそれ以前 2 7時～8時 3 8時以降	
5. ※メディアとの接触は時間を決めて行っていますか	1 見せていない 2 2時間未満 3 2時間以上	
6. 夜9時以降に※メディアと接触させていますか	1 いいえ 2 時々 3 よくある	
7. 夜9時以降にお子さんを連れて外出することがありますか	1 いいえ 2 時々 3 よくある	
8. 夜はだいたい何時頃にベッド(ふとん)に入りますか	1 午後9時以前 2 9時～10時 3 10時以降	
9. 同居家族の方にお一人でも喫煙される方がいますか	1 いいえ 2 はい	

※ 質問5. 6. のメディアとは、テレビ、ビデオ、DVD、テレビゲーム、携帯ゲーム等です。

NO.	カテゴリ	質問・指示	チェック事項
1	会話	なんという保育園ですか	正確に答える
2		何組ですか	正確に答える
3		先生の名前を教えてください	正確に答える
4		保育園のカレーはおいしいですか	何らかの答え（頷くも可）がある
5		お母さんのカレーはおいしいですか	何らかの答え（頷くも可）がある
6		どっちがおいしいですか	何らかの答え（頷くも可）がある
7	構音	1～6で発音が明瞭かどうか	明瞭で、聞き返しがいない
8	動作模倣 起立して	両腕を横に上げる	正確に模倣する
9		両腕を上にも上げる	正確に模倣する
10		両腕を前に出す	正確に模倣する
11	協調運動 起立して	目を閉じて立てるかな	ステップを踏まない
12		片足立ち（右）できるかな	5秒以上可能
13		片足立ち（左）できるかな	5秒以上可能
14		片足ケンケン（右）できるかな	5回以上
15		片足ケンケン（左）できるかな	5回以上
16		指のタッピング（右）	3秒以上ミラーがない
17		指のタッピング（左）	3秒以上ミラーがない
18		右手を前に出してクルクルしよう	回内回外になっている
19		左手を前に出してクルクルしよう	回内回外になっている
20		手を交互にグーパーしよう	3往復以上交互にできる
21	概念 座って	靴、知っている、何をするもの	はくもの
22		帽子知っている、何をするもの	かぶるもの
23		おはし、知っている、何をするもの	食べるもの
24		本知っている、何をするもの	読むもの
25		時計わかる、何をするもの	時間をみるもの
26		右手をあげてください	右手をあげる
27		左手をあげてください	左手をあげる
28		ジャンケンしよう、どっちが勝った	3回とも勝ち負けがわかる
29		しりとりできる、じゃ、犬	正確に3往復できる
30	行動抑制	「いいよ」というまで目をつむっていられるかな	20秒以上持続可能
31		「いいよ」というまで目をつむっていられるかな	自己刺激行動がない

研究班マニュアル 5歳児健康診査 健診票

資料4－3

受診日 令和 年 月 日

身体測定						
身長		体重			カウプ指数	肥満度
cm		kg			%	
診 察 所 見	1 身体的発育異常			6 情緒・行動	ア 情緒の問題（不安・恐れ等）	
	2 運動機能異常				イ 行為の問題（かんしゃく等）	
	粗大運動・微細運動等 無 ・ 有				ウ 多動/不注意	
	3 感覚器・その他の異常			7 こどもの遊び	エ 仲間関係の問題	
	ア 目の異常（眼位・視力等） イ 耳の異常（聞こえにくい） ウ 発音不明瞭 エ その他（いびき・無呼吸等）				外遊び等の体を使う遊び 適切 ・ 不適切	
	4 皮膚の異常			8 生活習慣	ア 食事の問題	
	ア 湿疹・アトピー性皮膚炎・あざ イ その他				イ 歯磨きの問題	
	5 理解に関する課題				ウ 排便の問題	
	しりとり・じゃんけん等 無 ・ 有					
	判定					
1 異常なし						
[医療] 2 既医療 3 要紹介（要精密・要治療）						
[福祉等] 4 既療育 5 要経過観察						
紹介先						
診査医名						
育児環境等		1 メディア視聴の問題 2 睡眠に関する問題 3 事故予防に関する問題 4 養育環境		5 健康の社会的決定要因	ア 経済的困窮 イ 家族内の喫煙 ウ 家族内不和 エ その他	
心配事		無・有（ ）				
子育て支援の必要性の判定						
1 特に問題なし 2 保健師による支援が必要						
3 その他の支援が必要（ ）						
判定者						
記事（要紹介となった場合の結果等）						

東京方式 5歳児健康診査 健診票

◎ 性別 男 ・ 女 幼稚園 ・ 保育園

1. 身体測定

① 高身長
低身長

判定

問題なし ・ 要観察 () ・ 要精密 ()

② やせ
肥満

判定

問題なし ・ 要観察 () ・ 要精密 ()

2. 目の異常 眼位異常 有 ・ 無 ・ 疑い
視力0.7 右 可 ・ 不可
左 可 ・ 不可
判定 問題なし ・ 要観察 () ・ 要精密 ()

3. 歯の異常 虫歯 有 ・ 無 矯正の必要 有 ・ 無

4. 問診

i 生活習慣 ・ 生活習慣について下表の当てはまる個所に○を記入して下さい。

	問題なし	要注意	要改善
1. 起床時刻			
2. 朝食の有無			
3. 外遊びの有無			
4. 夕食時刻			
5. メディアとの接触時間			
6. 21時以降のメディア接触			
7. 21時以降の外出の有無			
8. 就寝時刻			
9. 同居者喫煙の有無			

ii 行動評価

保護者 点 (①～④の合計)
(①行動面 ②多動・不注意 ③情緒面 ④仲間関係 ⑤向社会性)
関係者 点 (①～④の合計)
(①行動面 ②多動・不注意 ③情緒面 ④仲間関係 ⑤向社会性)
判定 支援なし ・ 支援やや必要 ・ 支援必要

5. 一般診察

判定 問題なし ・ 要観察 () ・ 要精密 ()

6. 診察項目

通過しなかった項目に○
M R疑い : 1.2.3.4.5.6.21.22.23.24.25.26.27.28.29
P D D疑い : 6.11.12.13.14.15
A D H D疑い : 16.17.18.19.20.30.31
判定 問題なし ・ 要観察 () ・ 要精密 ()

S D Q（子どもの強さと困難さアンケート）

以下のそれぞれの質問項目について、「あてはまらない」、「まああてはまる」、「あてはまる」のいずれかのボックスにチェックをつけて下さい（例：☒）。

答えに自信がなくても、或いは、その質問がばからしいと思えたとしても、全部の質問にお答え下さい。

あなたのお子さんのここ半年くらいの行動についてお答え下さい。

お子さんのお名前：_____ 性別： 男児／女児

お子さんのお誕生日：_____年_____月_____日

	0	1	2
	あてはまらない	まああてはまる	あてはまる
1 他人の気持ちをよく気づかう。	☐	☐	☐
2 落ち着きがなく、長い間じっとしてられない。	☐	☐	☐
3 頭がいたい、お腹がいたい、気持ちが悪いなどと、よくうったえる。	☐	☐	☐
4 他の子どもたちと、よく分け合う（おやつ・おもちゃ・鉛筆など）。	☐	☐	☐
5 カットとなったり、かんしゃくをおこしたりする事がよくある。	☐	☐	☐
6 一人でいるのが好きで、一人で遊ぶことが多い。	☐	☐	☐
7 素直で、大体は大人の言うことをよく聞く。	2 ☐	1 ☐	0 ☐
8 心配ごとが多く、いつも不安なようだ。	☐	☐	☐
9 誰かが心を痛めていたり、落ち込んでいたり、 嫌な思いをしているときなど、すすんで助ける。	☐	☐	☐
10 いつもそわそわしたり、もじもじしている。	☐	☐	☐
11 仲の良い友だちが少なくとも一人はいる。	2 ☐	1 ☐	0 ☐
12 よく他の子とけんかをしたり、いじめたりする。	☐	☐	☐
13 おちこんでしずんでいたり、涙ぐんでいたりすることがよくある。	☐	☐	☐
14 他の子どもたちから、だいたい好かれているようだ。	2 ☐	1 ☐	0 ☐
15 すぐに気が散りやすく、注意を集中できない。	☐	☐	☐
16 目新しい場面に直面すると不安ですがりついたり、すぐに自信をなくす。	☐	☐	☐
17 年下の子どもに対してやさしい。	☐	☐	☐
18 よく大人に対して口答えする。	☐	☐	☐
19 他の子から、いじめの対象にされたり、からかわれたりする。	☐	☐	☐
20 自分からすすんでよく他人を手伝う（親・先生・子どもたちなど）。	☐	☐	☐
21 よく考えてから行動することができる。	2 ☐	1 ☐	0 ☐
22 他の人にたいしていじわるをする。	☐	☐	☐
23 他の子どもより、大人という方がうまくいくようだ。	☐	☐	☐
24 こわがりで、すぐにおびえたりする。	☐	☐	☐
25 ものごとを最後までやりとげ、集中力もある。	2 ☐	1 ☐	0 ☐

署名：_____

日付：_____年_____月_____日

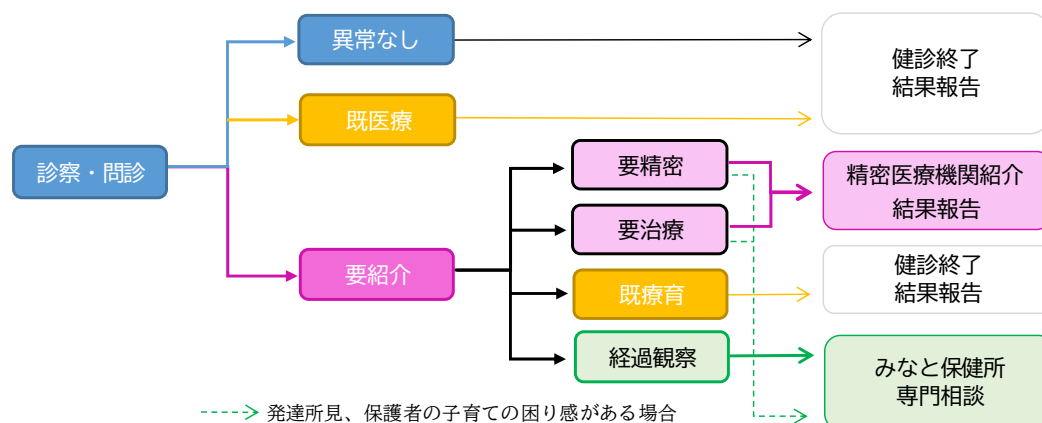
ご回答くださったのはどなたですか（○をつけてください） 親／保育士・教師／その他（具体的に：_____）

医師の所見と判定基準の検討

1 概要

検討課題「健診項目の検討」で決定した健診票により、問診及び診察を行った上、医師の所見に基づき判定を行います。

2 健診の流れと判定の区分



研究班マニュアルに基づきみなと保健所作成

3 判定の区分と説明

(1) 異常なし

医師の所見に特に問題がなく、保護者にも子育ての困り感がないもの

(2) 既医療

医療機関の受診が必要だが、既に受診しているもの

(3) 要精密

疾患が疑われ、医療機関の受診が必要と認めるもの

(4) 要治療

- ・疾患があると認めるもの
- ・保護者から既に診断を受けているが未治療である旨の申告があるもの

(5) 既療育

福祉・教育面の支援等が必要だが、既に療育機関等に通っているもの

(6) 経過観察

- ・何らかの所見があり異常なしとは言えないが、直ちに医療機関の受診が必要とまでは認められないもの
- ・医師の所見に特に問題がないが、保護者に子育ての困り感があるもの

※ 医療に関する判定区分（異常なし、既医療、要精密、要治療）については、研究班マニュアルや東京都方式を参考に、3～4か月、1歳6カ月児健診と同様に医師の判断により判定します。

港区内児童発達支援事業所一覧(令和7年6月1日現在)

R7.7.2 障害者福祉課

No.	事業所	所在地	定員
1	港区立児童発達支援センター	南麻布4-6-13	82
2	メルケアみなとセンター	新橋4-27-4 新橋吉樹ビル	10
3	あいぐらんアップ 浜松町教室	浜松町1-24-8 オリックス浜松町ビル1階	10
4	コアヴィレッジ芝公園	芝-29-14 一星芝公園ビルディング1階	20
5	児童発達支援・放課後等デイサービスLumo 三田校	芝3-30-11 芝三第二ビル2階	10
6	スポーツ塾 ハートフルデイ東麻布	東麻布2-5-9 サンエイビル2階	10
7	児童発達支援 ヒトツナ麻布教室	元麻布3-1-36 つなかわビル2階	10
8	みんぐるくらぶ・PAL@Hirooルーム	西麻布3-7-15	10
9	DRK青山スタジオ	南青山2-24-10 2F	10
10	こどもサポート教室「きらり」白金高輪校	三田4-10-5 テラドール1階	10
11	児童発達支援・放課後等デイサービスLumo 白金高輪校	三田5-18-12 AOIビル1階	10
12	すてっぶわん	高輪1-17-15 オーク高輪ビル2階	10
13	児童発達支援・放課後等デイサービス キッズプレイスタかなわだい	高輪3-6-23 エステート高輪102A	10
14	児童発達支援・放課後等デイサービス キッズプレイスタかなわだいセカンド	高輪3-6-23 エステート高輪202	10
15	ハービー&マックローリン・陽だまり介護センター	高輪3-19-20-103号・102号	10
16	Liisportsstudio白金高輪	白金1-7-1 アズ白金ビル1F	10
17	TODAY児童デイサービス白金	白金3-16-9	10
18	TODAY児童デイサービス白金2号館	白金5-6-9 田中ビル1階	10
19	スポーツ塾 ハートフルデイ芝浦	芝浦2-17-10 新大友ビル1階	20
20	児童発達支援・放課後等デイサービスLumo 芝浦校	芝浦3-19-18	10
21	ハッピーテラス芝浦教室	芝浦4-12-31	10

(案)

港区 5 歳児健診導入に向けた検討委員会
報告書（中間とりまとめ）

令和 7 年 8 月

港区 5 歳児健診導入に向けた検討委員会

【目 次】

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
I 港区における5歳児健診導入に向けた背景と課題・・・・・・・・	3
1 5歳児健診の目的・・・・・・・・・・・・・・・・	4
2 検討の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
3 検討課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
II 健診の実施体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
1 実施体制の検討・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
2 開始時期及び対象月齢の検討・・・・・・・・	9
3 健診項目の検討・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
4 専門相談の検討・・・・・・・・・・・・・・・・・・	X
5 医師の所見と判定基準の検討・・・・・・・・	X
III 健診の精度管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・	X
1 健診の精度管理について・・・・・・・・・・	X
2 精度管理項目・・・・・・・・・・・・・・・・・・	X
3 医療機関向け研修・・・・・・・・・・・・・・・・	X
IV 地域のフォローアップ体制・・・・・・・・・・	X
1 現在の港区の発達支援施策・・・・・・・・	X
2 健診実施後のフォローアップ体制・・・・・	X
3 今後必要となる発達支援施策・・・・・・・・	X
V 5歳児健診の今後の課題・・・・・・・・・・	X
巻末資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	X
1 港区5歳児健診導入に向けた検討委員会設置要綱	
2 港区5歳児健診導入に向けた検討委員会委員名簿	
3 港区5歳児健診導入に向けた検討委員会開催経過	

はじめに

令和5年12月に閣議決定された「こども未来戦略」の加速化プランにおいて「妊娠期からの切れ目のない支援の充実」として乳幼児健康診査の推進が示され、令和5年度の国の補正予算で5歳児健康診査の国庫補助事業が創設されました。

5歳児健康診査は、子どもの言語の理解能力や社会性が高まり、発達障害が認知される時期であり、保健、医療、福祉による対応の有無がその後の成長・発達に影響を及ぼす時期である5歳児に対して健康診査を行うことで、こどもの特性を早期に発見し、特性に合わせた適切な支援を行うとともに、生活習慣、その他育児に関する指導を行い、もって幼児の健康の保持及び増進を図ることを目的とするものです。

区は、母子保健法（昭和40年法律第141号）に基づく乳幼児健康診査を実施しています。母子保健法に基づく乳幼児健康診査は、3歳児健診が就学前の最後の健診となっており、乳幼児期から学齢期への切れ目のない母子保健の提供が求められています。

東京都が令和7年3月に公表した調査では、都内62区市町村では14.5%の実施に留まっており、導入が進まない理由として、健診医の不足、発達面の評価、フォローアップ体制等の課題が明らかとなっています。

本委員会は、このような状況を受け、先行する自治体の実施状況を分析し、港区の地域特性等も踏まえながら、港区における5歳児健康診査を安全・安心に実施するとともに、支援が必要な子どもとその家族を適切な支援に確実につなぐことができる体制を確立するため、各分野に精通した有識者により、健診項目、専門相談、判定の基準及び精度管理等について幅広く検討しました。

5歳児健康診査は、母子保健法に基づく乳幼児健康診査であり、科学的根拠に基づき実施されることが重要です。港区におかれては、健診の導入後においても、適切な精度管理のもとに事業評価を行うとともに、科学的知見の集積を踏まえ定期的に見直されることを望みます。

令和7年8月

港区5歳児健診導入に向けた検討委員会
座 長 首里 京子

I 港区における5歳児健診導入に向けた背景と課題

区は、母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条に基づく法定の乳幼児健康診査である1歳6か月児健康診査及び3歳児健康診査を実施しているほか、同法第13条に基づく任意の乳幼児健康診査（乳幼児健診）として、3・4か月児健診、6・7か月児健診、9・10か月児健診を実施しています。（図1）

乳児期の健康診査が密に行われていることに対して、3歳児健康診査以降は、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第11条に基づく就学時の健康診断（就学時健診）まで実施されていません。

平成24年には、児童福祉法（昭和22年法律第164号）の改正により児童発達支援センターが法定化され、港区においては令和2年度に区立児童発達支援センターぱおを開設しています。この間、児童の発達支援のニーズは高まっており（表1）、乳幼児期から就学に向けて必要な支援を提供する必要があります。

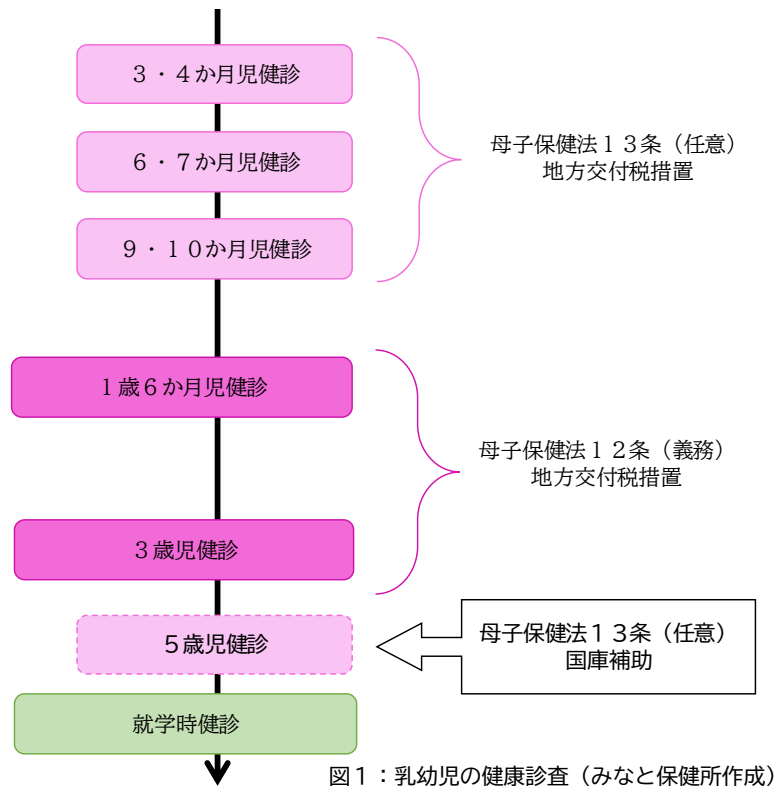


図1：乳幼児の健康診査（みなと保健所作成）

（単位：件）

相談件数	2年度	3年度	4年度	5年度
未就学児	1,251	1,441	1,648	1,759

表1：区立児童発達支援センターにおける相談件数
（令和6年度事業概要からみなと保健所作成）

1 5歳児健診の目的

国は、令和5年度に5歳児健康診査支援事業（国庫補助事業）を創設しました。実施要綱（以下「国実施要綱」という。）において、5歳児健康診査（以下「5歳児健診」という。）の目的は、次のとおり定義されています。

幼児期において幼児の言語の理解能力や社会性が高まり、発達障害が認知される時期であり、保健、医療、福祉による対応の有無が、その後の成長・発達に影響を及ぼす時期である5歳児に対して健康診査を行い、子どもの特性を早期に発見し、特性に合わせた適切な支援を行うとともに、生活習慣、その他育児に関する指導を行い、もって幼児の健康の保持及び増進を図る

2 検討の背景

遊びや人間関係の豊かさ、子ども自身とその家族の地域社会とのつながりは、子どもの健康を社会的側面から決定する重要な要因です。5歳児健診は、個人の成長・発達の診察に加え、集団における立ち振る舞いを評価し、社会的な発達状況を把握することにあります。

港区で従来実施している乳幼児健診とは異なる特徴を有することから、健診医の確保や人員体制、評価の手法、フォローアップ体制等については港区の実情を踏まえて検討する必要があります。

5歳児健診では、健診結果に基づき子どもとその家族に必要な支援に適切につながくことはもとより、母子保健法に基づく健康診査として安全で安心に区民に提供することが重要です。具体的には、質の高い科学的根拠に基づき、事後措置を実施可能な保健医療体制を有し、適切な精度管理を継続的に実施する方法について、専門的見地から重点的に検討する必要があります。

そのため、医療、福祉の知見を有する委員を含む港区5歳児健診導入に向けた検討委員会（以下「本検討委員会」という。）を設置し、区が提示した課題に対する検討結果を提言する体制としました。検討委員会設置要綱及び委員名簿は、巻末資料X（Xページ）のとおりです。

3 検討課題

(1) 健診の実施体制

- ① 実施体制
- ② 開始時期及び対象月齢
- ③ 健診項目
- ④ 専門相談
- ⑤ 医師の所見と判定基準の検討

(2) 健診の精度管理

- ① 健診の精度管理について
- ② 健診の不利益の検討
- ③ 精度管理項目
- ④ 医療機関向け研修
- ⑤ 区民向け啓発

(3) 地域のフォローアップ体制

- ① 現在の港区の発達支援施策
- ② 健診実施後のフォローアップ体制
- ③ 今後必要となる発達支援施策

Ⅱ 健診の実施体制

国は、令和3～5年度こども家庭科学研究費補助金に基づく「5歳児健診健康診査マニュアル」（以下「研究班マニュアル」という。）を参考に実施するよう各区市町村に通知しています（国実施要綱）。

本検討委員会では、研究班マニュアル及び他の特別区等における実施方法も比較衡量し、検討しました。

1 実施体制の検討

（1）実施体制の検討

本検討委員会では、次の4案を検討しました。

① 集団方式

ア 説明

子どもと保護者が指定日にみなと保健所等の会場に来所し、診察・相談等を順次受診する方式

イ メリット

- ・ 医師の診断から多職種カンファレンスまでを1日で完結できる
- ・ 実施内容に差が出にくい

ウ 実施における課題等

- ・ 指定日にしか受信できない
- ・ 医師を含む多職種の人材確保、会場の確保が困難
- ・ 普段のようすが観察できない
- ・ 保護者の認識による未受診のおそれ、全員の実施が難しい

② 巡回方式・園医方式

ア 説明

医師・保健師・心理専門職がチームを組み、保育所等を巡回し（巡回方式）、又は保育所等における定期健康診査等の機会を活用して実施する方式（園医方式）

イ メリット

- ・ 会場の手配が不要
- ・ 普段のようす、担任の意見を反映しやすい
- ・ 保護者の認識に関わらず実施可能

ウ 実施における課題等

- ・ 無所属、認可外園在籍児童の対応が課題
- ・ 園との調整に係る業務量が多い
- ・ 保護者からの苦情がある

③ 個別方式

ア 説明

地域の医療機関で診察、専門相談、多職種カンファレンスのすべてを実施する方式

イ メリット

- ・ 保護者の都合の良い日に受診可能
- ・ 地域のかかりつけ医に安心して受診できる
- ・ プライバシーが確保できる
- ・ 対象児童全員に平等に実施可能

ウ 実施における課題等

- ・ 健診の質の標準化、均てん化に課題がある
- ・ 医療機関の診療枠を圧迫するおそれがある
- ・ 多職種カンファレンスの体制を確保できない医療機関が多い
- ・ 普段のようすが観察できない

④ 複合方式

ア 説明

地域の医療機関で診察を行い、判定に基づき専門相談、多職種カンファレンスを二次健診としてみなと保健所等の会場で実施する方式

イ メリット

- ・ 多くの保護者が都合の良い日に受診可能
- ・ 地域のかかりつけ医に安心して受診できる
- ・ 心理、栄養等専門相談をより個別的に実施可能
- ・ 多職種カンファレンスを実施可能

ウ 実施における課題等

- ・ 健診の質の標準化、均てん化に課題がある
- ・ 医療機関の診療枠を圧迫するおそれがある
- ・ 二度受診する必要がある

(2) 主な委員意見

- 集団方式は、千代田区で実例があるものの、港区の場合は児童数が多いため人員配置等の面から難しい。
- 園医方式を実施する場合は、発達の確認のために、事前に親に問診票をとる方式や、担任保育士に意見を聞く等の方式が考えられる。
- 園医方式、巡回方式は、港区の法定乳幼児健診の実施体制として導入実績がなく、私立園や認可外施設への対応、保育部門との調整も考慮すると令和

8年度の開始は難しい。

- 複合方式は、各医療機関の診療時間を圧迫することが大きな課題である。
- 初診の親子に対しては、事前の指導を入念に行わないと、現場の負担が相当大きくなる。
- かかりつけ患者からは発達の相談を受けることがあり、その経験を踏まえば、診療時間の圧迫は軽減できる可能性がある。
- 複合方式の課題解決の一案として、事前に問診票を記載させ、二次健診対象者の判定の負担を減らす方法がある。詳細は今後の検討会で決める。
- 複合方式で実施している1歳6か月健診の一次健診受診率は90%、二次健診受診率は50%となっている。
- 複合方式では、受託医療機関のキャパシティがあることが前提となる。各医療機関に協力の意向調査を行うことを検討する。
- 健診の質の確保に向けて、研究班マニュアルや都医師会の「5歳児健診事業-東京方式-」を参照しながら、課題解決を図る。
- 国は集団方式を推奨しているが、港区の状況を鑑みれば複合方式が望ましい。

第2回検討委員会の議論を追加

(3) 検討結果

以上の議論から、本検討委員会では、複合方式による実施を推奨します。

2 開始時期及び対象月齢の検討

(1) 検討課題の説明

国実施要綱では、実施対象年齢は、実施年度に満5歳になる幼児とし、標準的には4歳6か月から5歳6か月となる幼児を対象と定めています。

事業開始時期を検討するうえでは、一次健診受託医療機関への説明、対象児童への受診勧奨などの準備期間も考慮したうえで検討する必要があります。

(2) 検討案

本検討委員会では、次の4案（表2）を検討しました。

表2

◆案1 対象月齢かつ同一学年（年中）の児童全てを年度内に受診させる案												
月齢 (R8年4月現在)	R3, 4生	R3, 5生	R3, 6生	R3, 7生	R3, 8生	R3, 9生	R3, 10生	R3, 11生	R3, 12生	R4, 1生	R4, 2生	R4, 3生
5歳	4歳11か月	4歳10か月	4歳9か月	4歳8か月	4歳7か月	4歳6か月	4歳5か月	4歳4か月	4歳3か月	4歳2か月	4歳1か月	
発送時期	R8, 3							R8, 4	R8, 5	R8, 6	R8, 7	R8, 8
一次健診	R8, 4～10							R8, 5～10	R8, 6～10	R8, 7～R9, 1	R8, 8～R9, 1	R8, 9～R9, 1
受診可能期間	7か月間							6か月間	5か月間	7か月間	6か月間	5か月間
医療機関受診 最終月齢	5歳6か月	5歳5か月	5歳4か月	5歳3か月	5歳2か月	5歳1か月	5歳	4歳11か月	4歳10か月	5歳	4歳11か月	4歳10か月
保健所来所	R8, 6～10	R8, 6～11	R8, 6～12	R8, 6～R9, 1	R8, 6～R9, 2	R8, 6～R9, 3	R8, 6～R9, 3	R8, 6～R9, 3	R8, 6～R9, 3	R8, 7～R9, 3	R8, 8～R9, 3	R8, 9～R9, 3
受診可能期間	5か月間	6か月間	7か月間	8か月間	9か月間	10か月間				9か月間	8か月間	7か月間
保健所受診 最終月齢	5歳6か月						5歳5か月	5歳4か月	5歳3か月	5歳2か月	5歳1か月	5歳

◆案2 5歳0か月の月齢到達で一次健診を受診するもの												
月齢 (R8年4月現在)	R3, 4生	R3, 5生	R3, 6生	R3, 7生	R3, 8生	R3, 9生	R3, 10生	R3, 11生	R3, 12生	R4, 1生	R4, 2生	R4, 3生
5歳	4歳11か月	4歳10か月	4歳9か月	4歳8か月	4歳7か月	4歳6か月	4歳5か月	4歳4か月	4歳3か月	4歳2か月	4歳1か月	
発送時期	R8, 3	R8, 4	R8, 5	R8, 6	R8, 7	R8, 8	R8, 9	R8, 10	R8, 11	R8, 12	R9, 1	R9, 2
一次健診	R8, 4	R8, 5	R8, 6	R8, 7	R8, 8	R8, 9	R8, 10	R8, 11	R8, 12	R9, 1	R9, 2	R9, 3
受診可能期間	1か月間											
医療機関受診 最終月齢	5歳											
保健所来所	R8, 6	R8, 7	R8, 8	R8, 9	R8, 10	R8, 11	R8, 12	R9, 1	R9, 2	R9, 3	R9, 4	R9, 5
受診可能期間	1か月間											
保健所受診 最終月齢	5歳2か月											

◆案3 対象月齢男（4歳6か月～5歳6か月）を上半期にまとめて受診させるもの												
月齢 (R8年4月現在)	R2, 12生	R3, 1生	R3, 2生	R3, 3生	R3, 4生	R3, 5生	R3, 6生	R3, 7生	R3, 8生	R3, 9生	R3, 10生	R3, 11生
5歳4か月	5歳3か月	5歳2か月	5歳1か月	5歳	4歳11か月	4歳10か月	4歳9か月	4歳8か月	4歳7か月	4歳6か月	4歳5か月	
発送時期	R8, 3											
一次健診	R8, 4	R8, 4～5	R8, 4～6	R8, 4～7	R8, 4～8	R8, 4～9						
受診可能期間	1か月	2か月間	3か月間	4か月間	5か月間	6か月間						
医療機関受診 最終月齢	5歳											
保健所来所	R8, 5	R8, 5～6	R8, 5～7	R8, 5～8	R8, 5～9	R8, 5～10						
受診可能期間	1か月間	2か月間	3か月間	4か月間	5か月間	6か月間						
保健所受診 最終月齢	5歳6か月											

◆案4 同一学年の対象児を上半期にまとめて受診させるもの												
月齢 (R8年4月現在)	R3, 4生	R3, 5生	R3, 6生	R3, 7生	R3, 8生	R3, 9生	R3, 10生	R3, 11生	R3, 12生	R4, 1生	R4, 2生	R4, 3生（4/1）
5歳	4歳11か月	4歳10か月	4歳9か月	4歳8か月	4歳7か月	4歳6か月	4歳5か月	4歳4か月	4歳3か月	4歳2か月	4歳1か月	
発送時期	R8, 3		R8, 4		R8, 5		R8, 6		R8, 7		R8, 8	
一次健診	R8, 4～R8, 5		R8, 5～R8, 6		R8, 6～7		R8, 7～8		R8, 8～9		R8, 9～10	
受診可能期間	2か月間											
医療機関受診 最終月齢	5歳1か月	5歳	5歳	4歳11か月	4歳11か月	4歳10か月	4歳10か月	4歳9か月	4歳9か月	4歳8か月	4歳8か月	4歳7か月
保健所来所	R8, 5～R8, 6		R8, 6～7		R8, 7～8		R8, 8～9		R8, 9～10		R8, 10～11	
受診可能期間	2か月間											
保健所受診 最終月齢	5歳2か月	5歳1か月	5歳1か月	5歳	5歳	4歳11か月	4歳11か月	4歳10か月	4歳10か月	4歳9か月	4歳9か月	4歳8か月

① 案1

ア 説明

対象月齢かつ同一学年の児童全てが年度内に受診する案

イ メリット

- ・ 4歳6か月到達時に発送するため、保護者がわかりやすい
- ・ 医療機関の繁忙期を一部避けられる
- ・ 年度内に全ての児童が受診可能

ウ 実施における課題等

- ・ 医療機関の繁忙期を完全に避けることはできない
- ・ 一次健診の受診期間が短い児童が生じる
- ・ 転入者への案内方法が複雑

② 案2

ア 説明

5歳0か月の月齢到達で一次健診を受診する案

イ メリット

- ・ 5歳到達時に発送するため、保護者がわかりやすい
- ・ 年度内に全ての児童が受診可能

ウ 実施における課題等

- ・ 医療機関の繁忙期にも一次健診が必要
- ・ 一次健診、二次健診とも受診期間が短く、利便性を欠く

③ 案3

ア 説明

対象月齢児（4歳6か月～5歳6か月）を上半期にまとめて受診する案

イ メリット

- ・ 対象月齢児に一括して送付するため事務の手間が最小
- ・ 医療機関の繁忙期を完全に避けることができる

ウ 実施における課題等

- ・ 2学年に分かれ、保護者がわかりにくい
- ・ 受診期間が短い児童が生じ、利便性を欠く

④ 案4

ア 説明

同一学年の対象児が上半期にまとめて受診する案

イ メリット

- ・ 医療機関の繁忙期を避けることができる
- ・ 受信者が分散されて10月の繁忙期に集中しない
- ・ 年度内に全ての児童が受診可能

ウ 実施における課題等

- ・ 受診期間が短い児童が生じ、利便性を欠く

(2) 主な委員意見

- 令和8年4月からの開始は、医療機関の準備等を勘案すると難しい。
- 対象月齢を定める場合は、毎月保健所から対象者に通知を送付し受診していただくことになるが、感染症等の時期に関わらず実施することになる。
- 医療機関としては、感染症の繁忙期を避けるのが望ましく、期間を定めて実施する方法が理想的。
- 感染症による繁忙期は10月から1月のため、健診期間を4月から9月に定めると負担が軽減される。
- 出生月によって健診を受診期間が短くなってしまうことは課題。
- 期間を定めて実施する場合、4月生まれと3月生まれでは発育等に差があることになるが、乳幼児の時の1年と比べれば、集団生活の中での差として判別できるものもある。

第2回検討委員会の議論を追加

(3) 検討結果

以上の議論から、本検討委員会では、〇〇を推奨します。

- 3 健診項目の検討
- 4 専門相談の検討
- 5 医師の所見と判定基準の検討

Ⅲ 健診の精度管理

区は、

- 1 健診の精度管理について
- 2 精度管理項目
- 3 医療機関向け研修

IV 地域のフォローアップ体制

区は、

- 1 現在の港区の発達支援施策
- 2 健診実施後のフォローアップ体制
- 3 今後必要となる発達支援施策

V 5歳児健診の今後の課題

区は、

巻末資料

1 港区5歳児健診導入に向けた検討委員会設置要綱

港区5歳児健診導入に向けた検討委員会設置要綱

令和7年4月1日

7港み健第1081号

(設置)

第1条 新たな国庫補助事業である5歳児健康診査の早期導入を目指し、健診の実施体制や検査項目、健康診査実施後の支援体制等について検討するため、港区5歳児健診導入に向けた検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 健診項目、体制等有効な健診方法に関すること。
- (2) 健診の精度管理に関すること。
- (3) 健診結果を踏まえた適切な支援のあり方に関すること。
- (4) その他区長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者で、区長が委嘱し、又は任命する委員をもって組織する。

- (1) 小児科医又は児童の発達支援に知見を有する者 4人
- (2) 保健福祉支援部障害者福祉課長

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委員の委嘱又は任命の日から令和8年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、第3条第1号の委員のうちから委員の互選により選出し、会務を総括する。

3 副委員長は、委員のうちから委員長が指名し、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(運営)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

- 3 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者に対して委員会への出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長が決するところによる。
- 5 委員会の会議は、非公開とする。
- 6 委員長は、会議録を作成し、これを保存しなければならない。

(守秘義務)

第7条 委員は、委員会の審議において知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、みなと保健所健康推進課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

2 港区5歳児健診導入に向けた検討委員会委員名簿

港区5歳児健診導入に向けた検討委員会委員名簿

令和7年5月25日現在

氏名	所属・役職等	備考
黒木 春郎	こどもとおとなのクリニック パウルーム 院長	
首里 京子	サニーガーデンこどもクリニック 院長	
世間瀬 基樹	東京シティクリニック三田 院長	
牛山 華絵	港区立児童発達支援センターぱお 総合相談事業施設長	
宮本 裕介	港区保健福祉支援部障害者福祉課長	

3 港区5歳児健診導入に向けた検討委員会開催経過

今後のスケジュール

令和7年7月2日（水）	第2回港区5歳児健診導入に向けた検討委員会
9日（水）	アンケート発送
～23日（水）	回答期限
8月4日（月）	第3回港区5歳児健診導入に向けた検討委員会 ・アンケート結果の報告 ・検討課題3 健診項目の検討（第2回） ・検討課題4 専門相談の検討（第2回） ・検討課題5 医師の所見と判定基準の検討（第2回） ・中間報告とりまとめについて ・その他
29日（金）	報告書（中間とりまとめ）確定
9月3日（水）	第4回港区5歳児健診導入に向けた検討委員会 ・検討課題6 健診の精度管理（第1回） ・検討課題7 地域のフォローアップ体制（第1回） ・その他
10月22日（水）	第5回港区5歳児健診導入に向けた検討委員会 ・検討課題6 健診の精度管理（第2回） ・検討課題7 地域のフォローアップ体制（第2回） ・最終報告とりまとめについて
10月下旬～	医療機関向け説明会
令和8年3月	対象者向け通知発送